

畜産会

経営情報

NO. 426

公益社団法人 中央畜産会
Japan Livestock Industry Association〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2デューアイシービル9階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL https://jlia.lin.gr.jp/business/manage_info/

令和7年5月20日



主な記事

① 行政の窓

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための
基本方針」の策定について①

農林水産省畜産局総務課

③ 畜産リノベ情報

令和5年度畜産特別資金等借入者に係る
経営改善状況調査結果の概要について②

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

② 畜産リノベ情報

令和7年度畜産特別資金融通事業の実施に
ついて

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

④ お知らせ

各種交付金単価の公表について

① 行政の窓

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための
基本方針」の策定について①

農林水産省畜産局総務課

はじめに

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」(以下「酪肉近」という)は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、酪農や肉用牛生産などに関する今後の取組や施策の方向性を示すものであり、おおむね5年ごとに策定しています。

昨年9月以降、畜産部会で精力的にご議論いただき、また国民からの意見などを踏まえ、4月11日に第9次となる酪肉近を策定しました。本稿では、策定の背景やポイントを解説します(図1)。

新たな「酪肉近」の策定の背景

令和2年3月に策定された第8次酪肉近では、国内外の需要拡大に対応するための増頭・増産を基本的な方向性としていました。しかし、その後の世界的な情勢変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、資材やエネルギー価格の高騰、生産年齢人口の減少、地球環境問題への関心の高まりなど、酪農・肉用牛生産を取り巻く状況は大きく変化しました。

まず、新型コロナウイルス感染症の流行により消費が大きく落ち込み、需給ギャップが

(図1) 新たな酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針のポイント



拡大したことで、脱脂粉乳の在庫の積み上がりや枝肉価格の下落が発生しました。また、ウクライナ情勢や原油価格高騰、円安の進行などにより、飼料を始めとする生産資材の高騰が重なり、酪農・肉用牛経営は大きな影響を受けました。これまで日本の酪農・肉用牛経営は安価な輸入濃厚飼料に依存していましたが、前提が大きく変わり、国産飼料基盤に立脚した経営の重要性が高まっています。さらに、人口の減少に伴い、生産年齢人口の減少も加速しており、2050年には5,275万人に減少すると予測されています。畜産業においても、生産段階だけでなく、飼料生産や流

通段階を含めて人手不足が深刻化しており、省力化や飼料生産の外部化が求められています。

需要については、国内では人口減少による減少が避けられない中で、アジアを始めとした諸外国では人口や所得が増加しており、牛肉などの輸出が伸びています。一方、わが国で生産する畜産物は、大宗が国内で消費される状況は変わっておらず、人口減少局面における拡大は容易ではないものの、生産者が所得を向上させながら安心して生産していけるよう需給ギャップを解消しつつ、さらなる国内需要を拡大させる取組が重要です。

そのほか、地球環境問題への対応も不可欠であり、畜産においても、資源循環や温室効果ガス削減への貢献が求められています。消費者の関心や国際ルールに対応し、酪農・肉用牛生産者の努力を発信し、理解を得る必要があります。

生乳の需給変化と酪農経営の持続可能性に向けた取組

(1) 背景と課題

生乳の需給については、遅くとも令和2年ごろから、ヨーグルト消費の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により脱脂粉乳の需要が低迷したことで、脱脂粉乳の在庫の積み上がりが発生しました。国、生産者、乳業者が一体となって在庫削減対策を講じていますが、牛乳や脱脂粉乳の需要不足は当面見込まれており、対策がなければ積み上がる状況にあります。

生産基盤については、高齢化などを理由に飼養戸数が減少し、寒冷地など条件不利地域においては、農村の維持・活性化の観点から産業の持続性が課題です。

また、飼料費等の上昇・高止まりが経営収支を大きく悪化させたものの、その後の乳価引き上げに伴い回復の兆しが見られることを踏まえると、円滑な価格の形成に向けて需給の安定を通じ乳価交渉の環境を整えることが重要です。

さらに、生乳の流通については、2024年問題を背景とする運転手不足等の課題がある中で、集送乳の合理化が重要です。加工にあ

たっては、需給がひっ迫する中で、生乳需給調整機能の強化が必要となりますが、乳製品加工施設の老朽化・偏在が課題です。

(2) 対応方向と今後の施策

まず、生産量と需要のバランスを整えることが最重要課題です。酪農・乳業等の関係者と国や地方公共団体が目線を合わせながら、生乳・脱脂粉乳の消費者への理解醸成や需要喚起対策を拡大してまいります。なお、生産数量目標については、次期基本方針策定までの間、毎年、業界をあげた需要拡大の取組の成果を含む需給状況を踏まえ、その目標達成の可能性やそれ以上の生産拡大の必要性を検証していきます。

生産基盤に関しては、生乳生産量の安定のためには、生産者が自ら種付率などをコントロールすることが重要であることを踏まえ、国は、酪農家が生産基盤を見通すために必要な飼養頭数、生乳の需給状況等の客観的データに関する情報発信を強化します。

経営安定対策については、地域における飼養戸数の動向や、これに伴う生乳生産の実態を把握し、生乳需給と経営の持続可能性を考慮した生産基盤の維持・強化を図るための支援を講じてまいります。

また、流通・加工についても、関係者の理解を得ながら合理化を推進します。

牛肉の需給構造と肉用牛経営の持続可能性に向けた取組**(1) 背景と課題**

日本の肉用牛の産出額は、平成 25 年の産出額 5,189 億円から令和 5 年には 7,696 億円と約 1.5 倍に増加していますが、令和 3 年度以降はコロナ禍や物価上昇の影響で牛肉の 1 人当たり消費量は前年を下回って推移しています。一方、輸出は堅調に増加しており、令和 6 年には過去最高の輸出額・量を記録しました。国内外の人口動態を踏まえると、牛肉の生産基盤の維持には輸出が不可欠な状況です。

また、国内の消費者ニーズは、脂肪交雑の多い霜降りから適度な脂肪交雑や赤身肉など多様化しています。こうした中、現在、多様な消費者ニーズに対し、和牛、交雑種、乳用種の国産牛全体で対応し、全国の和牛産地においては、おいしさに関連した脂肪酸組成等の指標によるブランド化の取組、早期出荷による適度に脂肪交雑の入った牛肉生産の取組も広がりつつあります。

生産基盤については、繁殖経営は高齢化・後継者不足が課題となっており、また、一部の人気種雄牛の精液の集中的利用など遺伝的多様性の喪失への懸念も高まっています。また、飼料価格が高止まりする中で、子牛価格が下落傾向で推移するなど、肉用牛経営における所得確保に向けた経営力の向上が不可欠となっています。

加えて、肉用牛の流通については家畜市場の魅力向上に向けた再編・整備が必要となっ

ており、牛肉の流通については食肉処理施設の老朽化や稼働率の低下、労働力不足が課題となっています。

(2) 対応方向と今後の施策

人口減少局面のわが国において、国内外の需要を的確に捉え、1 人当たりの国産牛肉消費量を増やしつつ、輸出拡大等も進めながら、需要に応じた牛肉の供給を図る必要があります。

和牛肉の脂肪交雑は外国産牛肉との差別化の強みであり、消費者ニーズへの対応として、脂肪交雑と食味のバランスを重視した改良や品質評価を進めるとともに、適度な脂肪交雑の牛肉を生産する短期肥育を推進します。また、交雑種や乳用種牛肉の需要拡大も図ります。

輸出拡大に向けては、認定農林水産物・食品輸出促進団体によるオールジャパンでの認知度向上や、産地による商流構築などを進めるとともに、輸出向け施設の整備・認定を推進します。

流通の合理化に向け、家畜市場については、地域の実情を踏まえた再編を積極的に推進します。また、食肉処理施設については、再編や輸出型施設の整備、収益力の強化等を推進するとともに、将来の再編に向けた施設同士の連携を強化します。

—つづく—

(筆者：農林水産省畜産局総務課 畜産総合推進室 専門官 山本 将平)

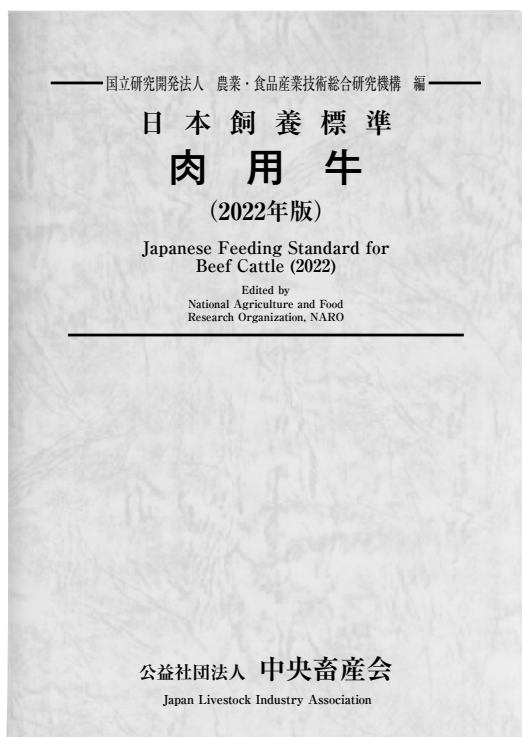
●中央畜産会からのお知らせ●

日本飼養標準・肉用牛
— (2022年版) —

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 編

A4判304ページ 養分要求量算出・飼料設計診断プログラム付き

価格：定価4,400円(税込・送料別)



日本飼養標準は、わが国で飼養されている家畜・家禽の成長過程や生産性などに応じた適正な養分要求量を示したもので、わが国における家畜飼養管理の基本であり、生産現場をはじめ行政、普及、教育等の分野で幅広く活用されています。

「日本飼養標準・肉用牛」は前回改訂された2008年以降、国内外での新たな研究成果が得られ、畜産物需要の拡大に対応するため増頭・増産、牛肉の輸出拡大を反映した肉用牛の新たな飼養管理システムが模索されています。また、輸入飼料価格の高騰に伴い、飼料自給率向上への取り組みが一層求められています。

今般、これらの情勢の変化に対応するために「日本飼養標準・肉用牛」を14年ぶりに改訂しました。肉用牛経営者や支援・指導者必携の1冊です。

改訂の主な内容

- 肥育終了時体重の大型化に対応したエネルギーや蛋白質の養分要求量の見直し
- 現在の牛に対応した乾物摂取量推定式の見直し
- 自給飼料の利用拡大を図るために、肥育経営における自給粗飼料、自給濃厚飼料および製造副産物の飼料利用に関する解説の拡充
- 環境負荷物質の低減を考慮し、ふん尿、窒素および無機物排せつ量の低減やメタン抑制に関する解説の充実
- 肉用牛生産の低コスト化に向け肥育期間短縮に関する解説
- 放牧牛の養分要求量の基礎的知見の見直し
- 技術的な変化が著しい哺育期の飼養管理について新たな知見の紹介
- 養分要求量の計算ソフトと飼料成分表のバージョンアップ

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部（情報）

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9階
TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

2 畜産リノベ情報

令和7年度畜産特別資金融通事業の実施について

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

1. 事業の概要

本事業は、負債の償還が困難な大家畜経営（酪農経営、肉用牛経営）または養豚経営に対する長期・低利の借換資金（大家畜・養豚特別支援資金（以下、「畜産リノベ資金」という）および資金繰りの安定を図る大家畜経営に対する長期・低利の借換資金（酪農・肉用牛担い手緊急支援資金（以下、「酪肉支援資金」という）を融通する融資機関に対し利子補給を行うとともに、県団体が実施する指導事業および農業信用基金協会による債務保証に対する支援を行う事業です。

事業実施期間（貸付期間）は、畜産リノベ資金にあっては令和5年度から令和9年度の5年間、酪肉支援資金にあっては令和7年度のみとなっています。

(1) 畜産リノベ資金

畜産リノベ資金は、収益性の向上に取り組む幅広い畜産経営体による経営改善計画の作成と、関係機関による継続的な経営改善指導の下、計画作成の10年後には、当該年の全ての約定償還金を返済できるようになることを目的とする資金です。

① 経営改善資金

毎年、経営改善計画を見直すことを前提として、畜産経営に係る既往借入資金の毎年の約定償還額のうち償還困難な額の借り換え（ローリング貸付）を行います。

また、貸付期間の最終年度（令和9年度）に限り、経営改善指導による改善効果が十分に得られており、かつ、経営改善計画の達成が確実に見込まれる場合には、既往借入資金の残高一括借換えが可能となっています。

しかしながら、経営改善指導による改善効果が十分に発揮されておらず、経営改善計画の達成が確実と見込み難い場合には、引き続き、ローリング貸付を継続し、経営体の経営改善のための意識改革を継続的に促すこととしています。

② 経営承継資金

多額の負債により後継者の経営継続意欲が減退する中、円滑な経営承継を図るため、後継者が経営を承継することを条件に、現経営体に対し、経営の安定に必要な範囲で既往借入資金の残高一括借換えを行います。

(2) 酪肉支援資金

酪肉支援資金は、社会的、経済的環境の変化等により経営が厳しいものの、継続的な経営改善指導までは要さない酪農・肉用牛経営の担い手の資金繰りを安定させ、おおむね5年で経営を安定させることを目的とする資金です。

当初3年分の償還額（元金および利息）を貸付限度額として、対象とする資金を長期・低利資金に借り換える資金です。

なお、酪肉支援資金では残高一括借換えをすることはできませんが、3年分の借換えを行ってもなお一括借換えが必要な場合であって、担い手経営改善計画の達成が確実に認められる場合には、令和9年度に畜産リノベ資金により、必要な限度で残高一括借換えが可能となっています。

2. 推進方針

(1) 畜産リノベ資金

県団体等は、畜産リノベ資金を必要とする者の経営改善を的確かつ早期に達成するため、次に掲げる事項等を考慮し、資金借入者ごとに最も適切な経営・技術の指導等を行います。

- ① 借入者は生産技術等について課題を抱えていること等から、要因分析と当該課題の解決に向けた具体的な方法を提示すること
- ② 資金貸付後も借入者の経営が安定するまで、経営改善指導を継続すること
- ③ 借入者が自律的な経営管理を行えるようにするため、借入者による収支管理(会計ソフト等による記帳、財務諸表(貸借対照表および損益計算書)の作成および当該財務諸表の確認による財務状況の把握)の状況の確認・指導を行うこと

また、県団体等は、当該都道府県内で畜産リノベ資金が必要であると思慮される経営体の早期把握に努めるものとします。なお、畜産リノベ資金の活用のタイミングとしては、既往債務の約定償還に負担を感じ、償還猶予等の条件変更を検討する頃から活用いただくことを想定しています。

(2) 酪肉支援資金

融資機関は、資金貸付後、借入者の担い手経営改善計画の達成が早期に実現するよう努める必要があります。このため、当該計画の

進捗状況を確認し、必要に応じて借入者に対し計画達成に必要な指導を行います。

県団体等は、融資機関が必要に応じて借入者に対して行う指導に際し、融資機関からの求めに応じて助言等必要な対応を行います。

また、県団体等は、当該都道府県内で酪肉支援資金が必要であると思慮される経営体の早期把握に努めるものとします。

3. 畜産リノベ資金における事業推進にあたっての留意事項

(1) 借入希望者の要件

- ① 借入希望者は、経営改善計画に添付する別紙の記載事項(借入者の要件や留意事項)を確認しチェックを入れて提出する必要があります。

これは、経営改善指導の効果を高めるためには、指導を受ける側である借入者の事業への理解や経営改善に対する取組姿勢の改善も必要であるとの考えから行うもので、融資機関においては、借入者がチェック項目を理解できるよう、本制度の趣旨・内容を丁寧に説明してください。

- ② 配合飼料価格安定制度に加入していた経営者は継続して加入することが要件となりますので、経営改善計画に配合飼料価格安定制度加入申込書を添付して融資機関に提出してください。
- ③ 借入希望者が養豚経営である場合には、都道府県知事等が行う経営改善計画の承認審査の際に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認した上で行ってください。

(2) 貸越勘定等の取扱い

貸越勘定等は、融資機関(農協)において、固定化しないよう適正に管理・運営するとともに、固定化した場合は長期資金化を図るこ

(表1) 畜産リノベ資金の基準金利等

(令和7年3月現在)

	基準金利	自助努力	利子補給率	貸付利率
一般	2.95%	0.24%以上	1.01%以内	1.70%以内
特認	2.95%	0.24%以上	1.01%以内	1.70%以内
経営継承	2.95%	0.24%以上	1.01%以内	1.70%以内

(表2) 貸付スケジュール

	(5月貸付分)	(8月貸付分)	(11月貸付分)	(2月貸付分)
1. 都道府県事業計画等のヒアリング	5月上旬	7月上旬	10月上旬	1月上旬
2. 都道府県事業計画の機構理事長協議・回答	5月中旬	8月上旬	11月上旬	2月上旬
3. 各経営改善計画の承認	2の回答後	2の回答後	2の回答後	2の回答後
4. 貸付実行	6月2日	9月1日	12月1日	3月2日

ととし、長期的な観点から経営改善を促すことが基本的に必要です（複数年間の固定化部分を長期資金化せずに放置し、畜産リノベ資金による借換えを行うために資金化するのは、適切な資金制度利用とはいえません）。

(3) 経営改善計画の見直し

- ① 資金借入者は、経営改善計画の作成年度の翌年から据置期間終了後5年間（都道府県知事等が経営改善計画の進捗状況を踏まえて認めた場合は25年以内で変更可）にわたり、毎年度、経営改善計画を見直す必要があり、当該見直し計画の作成にあたっては、前年度の経営改善計画と比較し、問題点等を踏まえ見直し計画を作成することが重要です。
- ② 見直し期間の終了には、借入者による収支管理が実施されていること、すべての農業負債の約定償還ができていることまたは約定償還が見込まれることが要件となっていることに留意が必要です。
- ③ 経営改善計画の達成が困難となったと認められる場合には、都道府県知事等が経営改善計画の承認の取消しを行うこととされていることから、県団体等は見直

し期間終了後も、約定償還が滞っている等経営改善計画の達成が危ぶまれる場合には、都道府県知事等と協議の上、引き続き計画の見直しと資金借入者に対する指導を行うものとします。

(4) 貸付利率および利子補給率

貸付利率は、農業近代化資金の基準金利に基づき、農畜産業振興機構理事長が別に定めます（表1）。

なお、経営改善計画の作成時には貸付時の利率が未定であるため、直近の貸付利率を参考に経営改善計画の作成指導を行ってください。

(5) 貸付スケジュール

貸付予定日は、これまで年2回でありましたが、資金の利便性を高めるため、令和7年度から年4回（5月末、8月末、11月末および翌年2月末）に増やしています（表2）。

問い合わせ先

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部
担当：根本
TEL：03-6206-0833
FAX：03-5289-0890

畜産映像情報

がんばる! 畜産! 8



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざまな工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がたくさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経営や、後継者の活躍、おいしくて安全な畜産物を消費者の方々に届けるまでを映像で紹介します。

この映像情報を生産者の方のもとより消費者の方々と共有することで、元気で健全な畜産の発展につなげることを目指しています。



なるほど! 畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化などあまり知られていない様々な畜産現場を紹介します。

●配信中的内容●

総集編 思いが繋ぐ畜産の未来／総集編 畜産DX 2023／明るい未来へ向けて畜産DXの取り組み／東北一の酪農郷葛巻町の酪農に迫る ほか

畜産トレンド発見!

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介します。

●配信中的内容●

天皇杯受賞等から見る畜産優良経営／乳用牛改良の取り組み／地域ぐるみで国産飼料生産!／令和5年度全国優良畜産経営管理技術発表会

ほか

グリーンチャンネル
でも放送中

--- 放送日 ---
毎週月～金曜日
朝7時～

「がんばる! 畜産! 8」

URL : <https://jlia.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/>

(お問合せ先)

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

TEL : 03-6206-0846 FAX : 03-5289-0890



3 畜産リノベ情報

令和5年度畜産特別資金等借入者に係る 経営改善状況調査結果の概要について②

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

2 養豚経営

(1) 畜産特別資金〔養豚特別支援資金、(新) 養豚特別支援資金、改善緊急支援資金(養豚)、(改) 特別支援資金〕

ア (表9) 5年末の負債減少戸数の全体に占める割合が15.4ポイント上昇、負債増加戸数が15.4ポイント低下し、前年末より改善。

(注) 養豚経営の集計戸数は比較的小数であることから、ポイントの触れが大きくなる傾向があります。

① 報告があった16戸のうち、負債減少戸数は10戸(全体の62.5%)、負債増加戸数6戸(同37.5%)となっています。

② 4年末、5年末を対比すると、負債減少戸数の全体に占める割合が47.1%から62.5%に上昇、負債増加戸数の割合が52.9%から37.5%に低

下しています。

イ 負債減少戸数では、「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少A」の割合が26.1ポイント前年末より上昇。

負債減少戸数の割合は、全体の62.5%で、その内容(3区分)を前年末対比でみると、「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少A」が17.6%から43.8%に上昇しています。

ウ 負債増加戸数は、「追加投資なく負債増加C」の割合が16.5ポイント前年末より低下。

負債増加戸数の割合は、全体の37.5%で、その内容(3区分)を前年末対比でみると、「追加投資なく負債増加C」が35.3%から18.8%に低下しています。

エ (表10) 利子請求戸数の減少要因は、約定完済3戸、経営中止および繰上完済がそれぞれ1戸となっています。

(表 9) 畜産特別資金（養豚）の負債増減の要因内訳

(単位；戸、%)

区 分	集計 戸数	負債 減少 戸数	借入金残高、 買掛・未払金 残高がともに 減少 A	借入金残高は 減少したが 買掛・未払金 残高は増加 B	借入金残高は 増加したが 買掛・未払金 残高は減少 C	負債 増加 戸数	投資による 増加 (投資額≥ 増加額) A	投資による 増加 (投資額< 増加額) B	追加投資 なく 負債増加 C
5 年末 (1)	16	10	7	3	0	6	3	0	3
(%)	100.0	62.5	43.8	18.8	0.0	37.5	18.8	0.0	18.8
4 年末 (2)	17	8	3	4	1	9	2	1	6
(%)	100.0	47.1	17.6	23.5	5.9	52.9	11.8	5.9	35.3
(1) - (2) (%)	-	15.4	26.1	-4.8	-5.9	-15.4	7.0	-5.9	-16.5

(表 10) 畜産特別資金（養豚）の利子請求戸数の減少要因

(単位；戸)

年度	減少戸数	内 訳		
		経営中止	繰上完済	約定完済
5 年度	5 (100.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	3 (60.0)
4 年度	3 (100.0)	0 (0.0)	2 (66.7)	1 (33.3)

(注) 小数点以下四捨五入で合計値が合わない場合がある。

(2) 畜産経営維持緊急支援資金（養豚）

ア (表 11) 5 年末の負債減少戸数の全体に占める割合が 12.8 ポイント上昇、負債増加戸数が 12.8 ポイント低下し、前年末より改善。

① 報告があった 28 戸のうち、負債減少戸数は 20 戸（全体の 71.4%）、負債増加戸数は 8 戸（同 28.6%）となっています。

② 4 年末、5 年末を対比すると、負債

(表 11) 畜産経営維持緊急支援資金（養豚）の負債増減の要因内訳

(単位；戸、%)

区 分	集計 戸数	負債 減少 戸数	借入金残高、 買掛・未払金 残高がともに 減少 A	借入金残高は 減少したが 買掛・未払金 残高は増加 B	借入金残高は 増加したが 買掛・未払金 残高は減少 C	負債 増加 戸数	投資による 増加 (投資額≥ 増加額) A	投資による 増加 (投資額< 増加額) B	追加投資 なく 負債増加 C
5 年 末 (1)	28	20	10	10	0	8	1	1	6
(%)	100.0	71.4	35.7	35.7	0.0	28.6	3.6	3.6	21.4
4 年 末 (2)	29	17	8	9	0	12	3	2	7
(%)	100.0	58.6	27.6	31.0	0.0	41.4	10.3	6.9	24.1
(1) - (2) (%)	-	12.8	8.1	4.7	0.0	-12.8	-6.8	-3.3	-2.7

減少戸数の全体に占める割合が 58.6%から 71.4%に上昇、負債増加戸数の割合が 41.4%から 28.6%に低下しています。

イ 負債減少戸数では、「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少 A」の割合が 8.1 ポイント前年末より上昇。

負債減少戸数の割合は、全体の 71.4%で、その内容（3 区分）を前年末対比でみると、「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少 A」が 27.6%から 35.7%に上昇しています。

ウ 負債増加戸数では、「追加投資なく負債が増加 C」の割合が 2.7 ポイント前

年末より低下

負債増加戸数の割合は、全体の 28.6%で、その内容（3 区分）を前年末対比でみると、「追加投資なく負債が増加 C」が 24.1%から 21.4%に低下しています。

エ （表 12）利子請求戸数の減少要因は、経営中止 3 戸、繰上完済 2 戸となっています。

Ⅲ 調査結果を踏まえた対応

本調査は、畜産特別資金等借入者の負債の動向をモニタリングするものであり、調査結果では畜産特別資金等借入者 1,177 件のう

(表 12) 畜産経営維持緊急支援資金（養豚）の利子請求戸数の減少要因

(単位：戸)

年度	減少戸数	内 訳		
		経営中止	繰上完済	約定完済
5 年度	5 (100.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	0 (0.0)
4 年度	3 (100.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)

(注) 小数点以下四捨五入で合計値が合わない場合がある。

ち、652 件（全体の 55.4％）が負債を減少させているものの、525 件（同 44.6％）が負債を増加させています。

このうち、「追加投資がなく負債増加」および「投資による増加（投資額＜増加額）」に含まれる 286 件（同 24.3％）のケースについては、負債の増加が何に起因するものか、きちんと原因を究明し、それを改善するための指導方策を具体的に立てて関係機関が連携して取組んでいく必要があることを強く認識する必要があります。

また、投資による増加は、本来、負債対策農家に対して安易に新規投資を認めることは望ましいことではありませんが、一定期間、畜産特別資金等を借りている経営にとって最小限の投資が必要な場合も生じてくることは十分予想されることから、何らかの基準を作っておくことが望ましいです。「計画書審査基準作成マニュアル（平成 18 年 6 月社団

法人中央畜産会）」において、以下の基準をクリアする場合は、新規投資を認める取扱いも一つの方法として提起しています。これらを参考としつつ、経営改善につながる指導となるよう取組む必要があります。

- ① 新規投資に必要な資金のうち、最低として 30％の自己資金（残高確認できる貯金などのコピー添付）を有することを農協等が証明できること。
- ② 新たに借入れする借入金部分の償還額（増加する部分）が現在確保できている償還財源実績の余剰部分で返済できることが確認できること。

問合せ先

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部
 担当：根本
 TEL：03-6206-0833
 FAX：03-5289-0890

畜産リノベ資金

(旧 畜特資金)

長期・低利の借換資金と経営改善指導を組み合わせること、効果的な経営改善を図る制度資金です

早期の借入で
経営再建に成功!



畜産リノベ資金はこんな資金です

ポイント

01

毎年の返済・金利負担を軽減し、資金繰りに余裕ができます!

畜産経営における借入金のうち、毎年の返済金額の不足分を限度額として、長期・低利で借換を行うことができる制度資金です。

償還期限

酪農・肉用牛：25年以内（うち据置期間5年以内）
養豚：15年以内（うち据置期間5年以内）

貸付金利

1.70%（令和7年3月19日現在）
最新の金利は、金融機関にご照会ください。

ポイント

02

地域の専門家が一体的に経営改善をサポートします!

借入金の借換に加え、個々の経営の課題に対し、畜産協会、金融機関、JA営農指導員、普及指導員、家畜保健衛生所、農業共済獣医師、行政機関からなる支援協議会が一体的に経営改善をサポートし、効果的な経営改善に取り組むことができます。



個々の経営課題をサポート

支援協議会

普及指導員、行政機関、金融機関、畜産協会、獣医師、JA営農指導員 など

ポイント

03

この資金を活用後、地域の優良経営体となった事例も!

本資金を活用した経営体の多くは経営を継続しており、優良経営体として表彰を受けた経営体も出ています。

(公社)中央畜産会 令和5年度全国優良畜産経営管理技術発表会

【優秀賞・農林水産省畜産局長賞】

北海道 有限会社福田農場

『経営中止の危機からの逆転 一土づくりが生む絶品「美蘭牛 福姫」一』

資料PDF: https://jlia.lin.gr.jp/business/superior/23prize/05_r5_fukuda.pdf

受賞者の
資料はこちら



まずは、地域の農協等金融機関、普及指導員、畜産協会、自治体にご相談を!!

4 農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和7年1・2・3月分〕

令和7年1・2・3月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価（確定値）を表1および表2のとおり公表しました。

また、令和7年1・2・3月に販売された交付対象牛に適用する同要綱第4の8の精算払いの額については、表1の確定値により算出された交付金の額と概算払の額との差額となります。

（表1）肉専用種の交付金単価（概算払および確定値）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和7年1月 確定値(概算払)※1	令和7年2月 確定値(概算払)※1	令和7年3月 確定値		令和7年1月 確定値(概算払)※1	令和7年2月 確定値(概算払)※1	令和7年3月 確定値
北海道	84,331.8円 (77,331.8円)	69,094.8円 (62,094.8円)	67,895.1円	新潟県	—	—	—
青森県	40,339.8円 (33,339.8円)	4,381.2円 —	11,114.1円	富山県	—	—	—
岩手県	—	—	—	石川県※2	—	—	—
宮城県	23,606.1円 (16,606.1円)	—	—	福井県	—	—	—
秋田県	10,064.7円 (3,064.7円)	—	—	岐阜県※2	—	—	—
山形県	—	—	—	愛知県	—	—	11,552.4円
福島県	49,897.8円 (42,897.8円)	13,939.2円 (6,939.2円)	20,672.1円	三重県	—	—	—
茨城県	48,674.7円 (41,674.7円)	19,575.0円 (12,575.0円)	30,292.2円	滋賀県	—	—	26,515.8円
栃木県	56,469.6円 (49,469.6円)	27,369.9円 (20,369.9円)	38,087.1円	京都府	2,254.5円 —	—	30,556.8円
群馬県	81,731.7円 (74,731.7円)	52,632.0円 (45,632.0円)	63,349.2円	大阪府	—	—	—
埼玉県	43,100.1円 (36,100.1円)	14,000.4円 (7,000.4円)	24,717.6円	兵庫県※2	—	—	—
千葉県	20,509.2円 (13,509.2円)	—	2,126.7円	奈良県	—	—	23,178.6円
東京都	68,054.4円 (61,054.4円)	38,954.7円 (31,954.7円)	49,671.9円	和歌山県	—	—	8,550.0円
神奈川県	35,700.3円 (28,700.3円)	6,600.6円 —	17,317.8円	鳥取県	41,390.1円 (34,390.1円)	11,262.6円 (4,262.6円)	11,339.1円
山梨県	20,078.1円 (13,078.1円)	—	1,695.6円	島根県	—	—	—
長野県	36,011.7円 (29,011.7円)	6,912.0円 —	17,629.2円	岡山県	621.9円 —	—	—
静岡県	9,441.0円 (2,441.0円)	—	—	広島県	—	—	—

(つづく)

算出の区域	肉用牛 1 頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛 1 頭当たりの交付金単価		
	令和 7 年 1 月 確定値(概算払)※1	令和 7 年 2 月 確定値(概算払)※1	令和 7 年 3 月 確定値		令和 7 年 1 月 確定値(概算払)※1	令和 7 年 2 月 確定値(概算払)※1	令和 7 年 3 月 確定値
山口県	—	—	—	長崎県	—	—	—
徳島県	—	—	34,677.9 円	熊本県	5,210.1 円	—	—
香川県	—	603.9 円	37,184.4 円	大分県	—	—	—
愛媛県	—	—	25,698.6 円	宮崎県	—	—	—
高知県	—	—	—	鹿児島県	—	—	—
福岡県	—	—	—	沖縄県	—	—	—
佐賀県	—	—	—				

(表 2) 交雑種・乳用種の交付金単価

	肉用牛 1 頭当たりの交付金単価		
	令和 7 年 1 月確定値 (概算払)※1	令和 7 年 2 月確定値 (概算払)※1	令和 7 年 3 月確定値
交雑種	—円 (—円)	—円 (—円)	—円
乳用種	53,238.6 円 (46,238.6 円)	32,234.4 円 (25,234.4 円)	21,478.5 円

- ※ 1 表中の令和 7 年 1 月および 2 月の肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費及び肉用牛 1 頭当たりの交付金単価は、上段に確定値、下段 () 内に概算払時の公表値を表示しています。
- 肉用牛 1 頭当たりの交付金単価 (概算払) :
配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の支払がないものとして算出した肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費 (見込み) と、肉用牛 1 頭当たりの標準的販売価格との差額に、100 分の 90 を乗じた額から 7,000 円を控除した額
 - 肉用牛 1 頭当たりの交付金単価 (確定値) :
同制度における価格差補填の支払があった場合、その額を反映した肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費 (確定値) と、肉用牛 1 頭当たりの標準的販売価格との差額に、100 分の 90 を乗じた額
- ※ 2 ※ 2 を付した 3 県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の 2 倍の額を加えた額を上回ったため、1 月分は石川県、岐阜県、兵庫県、2 月分は岐阜県、兵庫県、3 月分は岐阜県、兵庫県において、単独で標準的販売価格の算定を行っています。
- 注) 令和 2 年 4 月末日から令和 3 年 5 月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ (4 分の 3 相当額) の支払いとなります。

2. 肉豚経営安定交付金 (豚マルキン) [令和 6 年度第 1 ～ 4 四半期]

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの算出期間 (令和 6 年度第 1 ～ 4 四半期) における、畜産経営の安定に関する法律 (昭和 36 年法律第 183 号) 第 3 条第 1 項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第 4 の 5 の (1) の規定により算出した標準的販売価格および同 (2) の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、その交付はありません。

(表 3) 肉豚経営安定交付金単価

算出期間	令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月まで
肉豚 1 頭当たりの標準的販売価格	45,859 円／頭
肉豚 1 頭当たりの標準的生産費	42,715 円／頭
肉豚 1 頭当たりの交付金単価※	— (交付なし)

- ※ 肉豚 1 頭当たりの交付金単価は、肉豚 1 頭当たりの標準的生産費と肉豚 1 頭当たりの標準的販売価格との差額に 100 分の 90 を乗じた額です。